

2016年9月23日
株式会社アソシア

結婚式総合保険の普通保険約款改定について

2016年9月23日より、結婚式総合保険の普通保険約款を次の通り改定いたします。
既にご加入いただいているご契約者様にも新約款を適用いたしますが、特別なお手続きは必要ありません。

新約款の内容は、弊社ウェブサイトにてご確認ください。

記

◆ 「保険契約の承継」制度の創設

これまで保険期間中に結婚式開催日を保険始期日から1年を超えた日付に変更した場合、保険契約は保険始期日から1年後に終了するお取扱いのみでした。今回新たに設けられた「保険契約の承継」制度により、変更後の結婚式開催日までを保険期間とする保険契約に承継いただくことが可能となります。

◆ 免責事由等の変更

これまで保険期間中に結婚式開催日または結婚式会場を変更した場合、弊社が変更を承認する前に生じていた原因事由により変更後の結婚式を中止したことによって生じた損害は、結婚式中止費用保険金の免責事由でした。今回、この免責事由を見直し、変更承認前の原因事由であっても一定の限度まで結婚式中止費用保険金をお支払いするように改定いたしました。9月23日以降に中止した結婚式サービスが対象となります。

以上

お問い合わせ先
〒102-0073 東京都千代田区九段北三丁目2番5号 九段北325ビル2階 株式会社アソシア TEL 03-3265-9290 FAX 03-3265-9291